

沿岸広域振興局長告示第47号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成23年7月12日

沿岸広域振興局長 中 村 一 郎

- 1（1） 道路の種類 県道
- （2） 路線名 久慈岩泉線
- （3） 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                             | 新旧の別 | 敷地の幅員          | 延 長        |
|---------------------------------|------|----------------|------------|
| 下閉伊郡岩泉町岩泉字志田22番1地先から字一ツ石1番2地先まで | 新    | m<br>45.8～14.2 | m<br>376.0 |
|                                 | 旧    | 27.2～8.2       | 376.0      |

- （4） 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター

イ 期間 平成23年7月12日から同年8月12日まで

- 2（1） 道路の種類 一般国道
- （2） 路線名 455号
- （3） 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                 | 新旧の別 | 敷地の幅員          | 延 長       |
|---------------------|------|----------------|-----------|
| 下閉伊郡岩泉町岩泉字一ツ石1番2地先内 | 新    | m<br>23.1～19.3 | m<br>23.4 |
|                     | 旧    | 23.1～15.1      | 23.4      |

- （4） 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター

イ 期間 平成23年7月12日から同年8月12日まで